

- ◎新潟県訓令第17号
- ◎新潟県教育委員会訓令第8号
- ◎新潟県警察本部訓令第10号

本 庁  
地 域 機 関  
教 育 庁 本 庁  
教 育 庁 出 先 機 関  
県 立 学 校  
警 察 本 部  
警 察 署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月31日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世  
新潟県教育委員会教育長 稲 荷 善 之  
新潟県警察本部長 村 田 達 哉

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第1（第4条関係）</b> 知事政策局長 <u>総務部長</u> 福祉保健部長 産業労働部長 <u>観光文化スポーツ部長</u> 農林水産部長 教育次長 生活安全部長</p> <p><b>別表第2（第4条関係）</b> 国際課長 <u>県民生活課長</u> 大学・私学振興課長 福祉保健総務課長 感染症対策・薬務課長 健康づくり支援課長 生活衛生課長 障害福祉課長 子ども家庭課長 しごと定住促進課長 <u>雇用能力開発課長</u> <u>文化課長</u> 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 保健体育課長 少年課長</p> <p><b>別表第3（第4条関係）</b> 地域振興局の健康福祉部長又は健康福祉環境部長、<u>児童・障害者相談センター</u>所長及び農林振興部長、農業振興部長又は農林水産振興部長 新潟、長岡及び上越の地域振興局の企画振興部長 中央児童相談所長 テクノスクール校長 教育事務所長 警察署長</p>	<p><b>別表第1（第4条関係）</b> 知事政策局長 <u>総務管理部長</u> 県民生活・環境部長 <u>福祉保健部長</u> 産業労働部長 農林水産部長 教育次長 生活安全部長</p> <p><b>別表第2（第4条関係）</b> 国際課長 大学・私学振興課長 <u>県民生活課長</u> 福祉保健総務課長 感染症対策・薬務課長 健康づくり支援課長 生活衛生課長 障害福祉課長 子ども家庭課長 しごと定住促進課長 <u>職業能力開発課長</u> 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 <u>文化行政課長</u> 保健体育課長 少年課長</p> <p><b>別表第3（第4条関係）</b> 地域振興局の健康福祉部長又は健康福祉環境部長及び農林振興部長、農業振興部長又は農林水産振興部長 新潟、長岡及び上越の地域振興局の企画振興部長 中央児童相談所長 テクノスクール校長 教育事務所長 警察署長</p>